

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

### **みんながつながり、ともに育ち合うまち 大津 ～子ども・若者の輝ける未来のために～**

子ども・若者は社会の希望であり、地域社会に新たな活力と明るさをもたらし、将来の社会の担い手となるかけがえのない存在です。

一人ひとりの子ども・若者がその発達段階に応じた個性や能力を最大限に発揮しながら、一人の人間として人権を尊重され、自信と誇りを持って成長していくことはもちろん、すべての子ども・若者が自立し、社会の中で活躍できるよう、その最善の利益を考慮した支援が大切です。

また、保護者の家庭における子育ての負担や不安、孤独感を和らげることで、親が子どもに愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動する中で、子育てに対する喜びを感じながら、親と子どもがともに成長していくことができる社会が望まれています。

さらに、子ども・若者への支援は、行政、家庭、学校、地域・企業が相互に連携・協力し、社会全体で取り組んでいくべき課題です。社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が子ども・若者への支援についての理解や関心を深め、それぞれの役割を果たしながら、ともに支え合い、育ち合うことができる環境づくりがとても大切です。

そこで、本計画の基本理念を「みんながつながり、ともに育ち合うまち 大津 ～子ども・若者の輝ける未来のために～」と掲げ、子どもから若者までの切れ目のない支援を大切にし、本市に生まれ、育つ子ども・若者が社会全体とつながり、育ち合い、誇りを持ってこころ豊かな人生を送り、自立した個人として次代の担い手になっていくことのできる社会の実現を目指します。

## 2 基本目標

本計画では、基本理念の実現を目指し、子どもが生まれる前から若者が自立するまで途切れない育成支援を展開するため、6つの基本目標を設定します。

### (1) 安心して子どもを産み、育てることに喜びを感じられる支援の充実

すべての子ども・若者が健やかに育つよう、一人ひとりの成長に応じた発達を保証するため、妊娠・出産・育児期における親子の健康確保と相談体制の充実を図ります。

また、育児休業の積極的な取得や長時間勤務の改善、子育て家庭への就労支援等、企業との連携のもとワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、親がやりがいや充実感を持ちながら多様な働き方を選択・実現できる社会を目指します。

さらに、多様な家庭のあり方や暮らし方に配慮した保育、教育、子育て支援サービスの提供の確保、さらには子育てを通して保護者が子どもとともに成長できるよう支援を行います。

### (2) すべての子ども・若者が健やかに育ち、自立できる環境づくり

乳幼児期が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

また、すべての子ども・若者が、社会の中で安心して育まれるよう、地域と連携しながら良好な生活環境づくりを推進するとともに、事故や犯罪、災害から子どもを守るための取組を充実します。

さらに、社会が大きく変化する中で、子どもたちが新しい時代を切り拓く人材となるよう、確かな学力と豊かなこころ、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」の育成に取り組みます。さらに、社会との関わりを自覚しながら、他者・自己とともに尊重する自立した若者へと健やかに成長できるよう、行政、家庭、学校園、地域が連携を図りながら、青少年健全育成事業を推進します。

### (3) 行政・学校園・地域が協働で子ども・若者の育ちを支える社会環境づくり

子育て家庭が孤立することなく、地域とのつながりを持って子育てができるよう、ネットワークづくりや交流の機会づくりを推進するとともに、多様な活動体験や見守り活動を実施し、「地域の子ども・若者は、地域で守る」活動を推進します。

また、子どもや若者、保護者が悩みや問題を抱えこむことがないよう、地域の多様な主体と連携して見守り、地域のニーズに応じた支え合いの環境づくりを推進するとともに、そのための支援の担い手となる地域の人材を養成します。

### (4) 支援を必要とする子ども・若者へのきめ細やかな支援の充実

支援を必要とする子ども・若者が、どこにもたどり着けない「制度の狭間」に陥ることなく、しっかりと支援につながるよう、情報提供や広報周知の充実に取り組みます。

また、子ども・若者が様々な生きづらさを抱え込み、家族ごと社会から孤立してしまうことのないよう、息の長い継続的な支援に努めます。

さらに、社会全体が困難を有する子ども・若者を理解し、様々な分野の支援機関、行政、企業、ボランティア（地域）、医療機関等が連携して支援する体制づくりに努めます。

## （５）貧困の状況にある子ども・若者たちへの支援の充実

子どもの暮らしや将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、健やかな育ちを支援するため、子ども・若者への支援と自立に向けた保護者への支援を推進します。

教育支援については、学校における学力の保障のほかに、無償の学習支援の拡充によって子どもの能力と可能性を最大限伸ばす取組を行うとともに、経済的なことに左右されずに高校・大学等への進学ができるように支援の充実を図ります。

生活支援については、貧困の状況にある子どもやその家族、ひとり親世帯に対して、多様な支援の充実を図り、気軽に相談できる場所を整備するとともに、社会との接点が少ない家庭に対して必要とされる情報の提供と相談支援、子どもの居場所を提供することによって、社会的な孤立の防止を図ります。

就労支援については、非正規雇用等、雇用状況が不安定な保護者に対して、ハローワーク等、関係機関と連携しながら、キャリアアップにつながる資格取得の支援を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者への啓発により、子育て中の方が働きやすい職場環境づくりを推進することによって、貧困状態の改善を図ります。

経済的支援については、生活保護制度や各種給付・貸付制度のほか、生活困窮世帯に対する医療費助成の実施により、世帯の生活基盤の安定を図ります。

ひとり親世帯については、経済的支援、就業支援、子育て・生活支援とともに国の支援施策における4本柱の一つである養育費確保支援について、パンフレット等を活用した養育費の取り決めや支払い義務に関する周知啓発のほか、弁護士や司法書士等への相談機会拡充の取みにより、養育費の取り決めや受け取れる人を増加させ、ひとり親世帯とその子どもたちが置かれている状況の改善を図ります。

また、子ども・若者が貧困という境遇により、自己肯定感や自尊感情等を損なうことのないよう、こころのサポートにも取り組みます。

## （６）虐待から子ども・若者を守る環境づくり

保護者からの虐待や不適切な養育は子どもの心身の発達や健全な成長、また人格の形成に大きな影響を与え、人権を侵害することから、子どもの権利擁護に向けた取組を進めます。

また、児童虐待の重篤化を防止するために、支援の必要な家庭に寄り添うとともに、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図る取組を進めます。

児童虐待に至る背景は様々な要因が複雑に絡み合っている状況があることから、相談窓口等の環境整備を図り、職員の資質の向上に取り組みます。

また、虐待を受けた子ども・若者に対して継続的にこころのケアを行うことにより、自己肯定感や自尊感情、他者との関わりや規範意識等を育み、若者の円滑な社会的自立を促します。

### 3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
みんながつながり、ともに育ち合うまち 大津 子どもの輝ける未来のために	1 安心して子どもを産み、育てることに喜びを感じられる支援の充実	(1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実 (2) 子育て相談や子育てに関する情報提供の充実 (3) 子育ての経済的負担の軽減 (4) 男女共同参画社会、ワーク・ライフ・バランスの推進 (5) 多様なニーズに応じた教育・保育サービスの充実
	2 すべての子ども・若者が健やかに育ち、自立できる環境づくり	(1) 質の高い幼児教育・保育の充実 (2) 安心・安全に暮らせる生活環境の整備 (3) 成長、発達にあった学習や活動機会の提供 (4) 子ども・若者が生きる力を育むための教育・機会の充実 (5) 青少年の健全育成の推進
	3 行政・学校園・地域が協働で子ども・若者の育ちを支える社会環境づくり	(1) 地域との連携による多様な活動の充実 (2) 子ども・若者の成長を見守る活動の展開 (3) 子育てを支援するネットワークの充実
	4 支援を必要とする子ども・若者へのきめ細やかな支援の充実	(1) 障害のある子ども・若者への支援の充実 (2) 困難を抱える子ども・若者の社会的自立に向けた継続的な支援の推進 (3) 支援が必要な人に支援情報を届けるための広報の充実
	5 貧困の状況にある子ども・若者たちへの支援の充実	(1) 子どもの能力と可能性を最大限伸ばすための教育支援 (2) 子ども・若者を社会的孤立に陥らせないための生活支援 (3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援 (4) 世帯の生活を下支えするための経済的支援
	6 虐待から子ども・若者を守る環境づくり	(1) 子どもの権利擁護 (2) 児童虐待の発生予防、早期発見 (3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 (4) 社会的養護施策の推進